



せいかつほご

生活保護のしおり

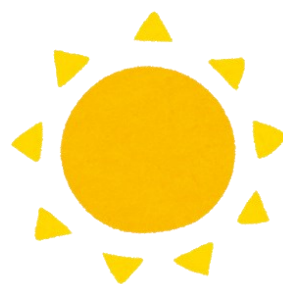
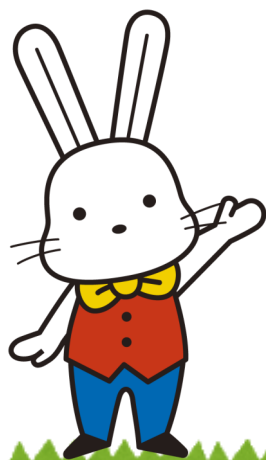


せいかつほご しんせい こくみん けんり
～生活保護の申請は国民の権利です～

せいかつほご
生活保護とは

わたしたちの一生の間には、病気やけがなどいろいろな事情で
生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に、国が「健康で
文化的な最低限度の生活」を保障する憲法第25条に基づく制度
であり、その生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよ
うに支援することを目的とします。



ふくしましふくしじむしょ

福島市福祉事務所（福島市役所

ふくしましやくしょ

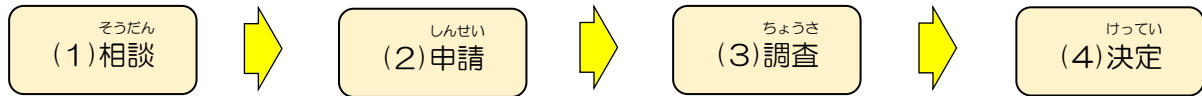
せいかつふくしか

生活福祉課）

1

ほごしんせい てつづ 保護申請の手続きは

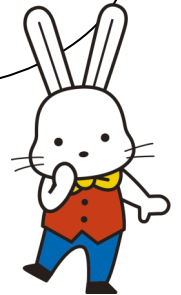
せいかつほご りよう さい なが つぎ
生活保護の利用の際の流れはおおよそ次のとおりです。



(1) 相談

せいかつ こま かた ち く みんせいいいん ふくしじむしょ そうだん
生活に困っている方は、地区の民生委員や福祉事務所に相談
してください。相談時、生活状況や資産状況、親族との
交流状況を確認します。
そうだん なか せいかつほごせいど せつめい き せいかつほご
相談の中で生活保護制度についての説明を聞き、生活保護の
利用が必要な場合は申請をしてください。

ひみつ かた まも
あなたの秘密は固く守られます。
ちい なや えんりょ そうだん
小さな悩みも遠慮なく相談
してください。



せいかつほご つぎ げんそく しんせい まえ そうだん
なお、生活保護は次の原則によりますので、申請の前にご相談ください。

きょじゅうち ほご げんそく 居住地保護の原則

せいかつほご げんざいす ばしょ きょじゅうち じちたい う
生活保護は、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになります。
じゅうみんとうろくち かんけい
※住民登録地とは関係ありません。
にゅういんちゅう しせつにゅうしょちゅう かた にゅういん にゅうしょまえ す じちたい う
※入院中や施設入所中の方は、入院・入所前に住んでいた自治体で受
ける場合もあります。
す かた じちたい そうだん
※住まいがない方は、どこの自治体でも相談できます。

せたいたい げんそく 世帯単位の原則

せいかつほご せたい ほご ひつよう はんだん せいけい
生活保護は、世帯で保護が必要かどうかを判断します。生計をともにしている
かたがた どういつせたい おな せたい なか ひとり せいかつほご う
方々は同一世帯となります。そのため、同じ世帯の中で、一人だけ生活保護を受
けることは基本的にはできませんが、ご相談ください。
きほんてき そうだん
※一緒に住んでいなくても、出稼ぎ中の方や入院中の方、介護老人保健
施設入所中の方などは、原則として同じ世帯とみなします。

(2) 申請

生活保護の申請は、本人の意思で行います。（急迫の場合に、福祉事務所が職権で開始することもあります。）

相談や申請の際に、可能であれば、以下の資料をお持ちください。より具体的に相談いただけます。

よちぎん つうちょう
・預貯金の通帳

けんこうほけんしょう
・健康保険証

しゅうにゅう きゅうよめいさい ねんきんふりこみつうちしょ
・収入がわかるもの（給与明細、年金振込通知書など）

しさん じどうしゃけんさしょう こていしさんぜい のうふしょ せいめいほけん しょうしょ
・資産がわかるもの（自動車検査証、固定資産税の納付書、生命保険の証書など）

びょうじょう しょうがいしゃてちょう かいごほけんしょう いりようじゅきゅうしゃしょう
・病状がわかるもの（障害者手帳、介護保険証、医療受給者証など）



※確認する書類は状況によって異なります。

(3) 調査（調査内容と生活保護制度について）

生活状況を確認するため、調査担当員が申請者の家庭を訪問します。また、関係機関（金融機関や保険会社等）や親族への照会を行います。

調査の結果、活用できる能力や資産が確認できた場合、最低生活費に充てていただくことがあります。

のうりよく かつよう
能力の活用

働くことのできる方は、年齢や体の状態に応じて働くように努めてください。ただし、病気や障がいにより働けない方は療養を優先します。

しさん かつよう
資産の活用

ふどうさん よちぎん せいめいほけん きんぞく じどうしゃ しさん しょぶん
不動産、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は処分して生活費に充てていただくことがあります。

ただし、個別の事情によっては保有や使用が認められる場合もありますので、ご相談ください。



ふようぎむしゃ えんじょ
扶養義務者からの援助

おやこ きょうだいしまい しんぞく えんじょ う ばあい う えんじょ しおく
親子や兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができる場合は受けてください。援助には、仕送
りや食料などの金銭的支援と、訪問や電話のやりとりなどの精神的支援があります。援助可能な親族
がいることによって生活保護が利用ができない、ということではありません。

ふくしじむしょ しんぞく たい えんじょ かもうせい しょうかい おこな かにないほうりよく ぎゃくたい
福祉事務所では、親族に対して、援助の可能性について照会を行います。家庭内暴力や虐待
がある場合、また、10年以上音信不通であるなど、それぞれの事情により「扶養義務の履行が期待
できない」と判断される場合は、親族への照会を行いませんので、ご相談ください。

ほか せいど かつよう
他の制度の活用

せいかつほごいがい こうてき せいど
生活保護以外にも、さまざまな公的な制度があります。
ねんきん かくしゅてあて いりようじょせい た しゃかいほしょうせいど
年金、各種手当、医療助成、その他の社会保障制度などです。
ほか せいど かつよう せいかつほご ゆうせん ほか ほうりつ せいど
他の制度の活用は生活保護に優先しますので、他の法律や制度
で給付を受けられるものがあれば手続きをしてください。
かつよう ほか せいど なか ほごひ かさん
なお、活用される他の制度の中には保護費に加算がついた
り、収入認定除外になったりするものもあります。

ほか せいど れい
＜他の制度の例＞

ろうれいねんきん しょうがいねんきん
老齢年金、障害年金、
じどうてあて じどうふようてあて
児童手当、児童扶養手当、
しょうびょうてあてきん しつぎょうきゅうふきん
傷病手当金、失業給付金、
ろうさいほけんきゅうふ
労災保険給付、
じりつしえんいりよう
自立支援医療など

けってい
(4) 決定

ちょうさ お ほごう う ふくしじむしょ けってい しんせい ひ
調査が終わると、保護を受けられるか受けられないかを福祉事務所が決定し、申請した日から
げんそく にちいない とくべつ じじょう ちょうさ じかん よう ばあい にちいない けつか し
原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には30日以内）に結果をお知らせ
します。

けってい せたい さいていせいかつひ くに さだ きじゅん けいさん せたい しゅうにゅう
決定にあたっては、その世帯の最低生活費を国が定める基準により計算し、その世帯の収入
（給与、各種手当、養育費なども含む）と比べます。収入が少ない場合に、その不足する分を
ほごひ しきゅう
保護費として支給します。

さいていせいかつひ くに きじゅん せたい にんすう ねんれい けってい 最低生活費（国の基準で、世帯の人数や年齢などにより決定）	
しゅうにゅう ねんきん しゅうろうしゅうにゅう てあて しおく 収入（年金、就労収入、手当、仕送りなど）	しきゅう ほごひ 支給される保護費

しゅうにゅう さいていせいかつひ こ ばあい せいかつほご りよう
※収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

ふさい しゃっきん へんさい しゅうにゅう こうじょ
※負債（借金の返済など）は収入から控除されません。

2

せいかつほご う ばあい 生活保護を受けた場合には

ほご ひ しきゅう (1) 保護費の支給

ほご ひ げんそく まいつきいつ か どにち しゅくじつ ばあい ちよくぜん へいじつ しきゅう
保護費は、原則として毎月5日（土日、祝日の場合は直前の平日）に支給されます。

じじょう とお か はつ か しきゅう ばあい
事情によっては10日、20日に支給する場合もあります。

せいかつほご しゅるい (2) 生活保護の種類

せいかつじょう ひつよう おう つぎ しゅるい ふじょ う
生活上の必要に応じて、次の8種類の扶助を受けることができます。

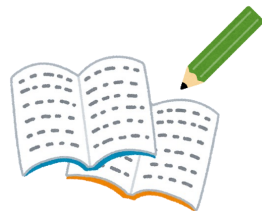
せいかつふじょ 生活扶助

た き
食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常生活に必要な費用が、年齢や世帯の人数などで算定されて支給されます。



きょういくふじょ 教育扶助

がくようひん きょうざいひ きゅう
学用品、教材費、給食費などの義務教育に必要な費用が限度額内で支給されます。



じゅうたくふじょ 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく
家賃や地代、住宅の補修などに必要な費用が限度額内で支給されます。



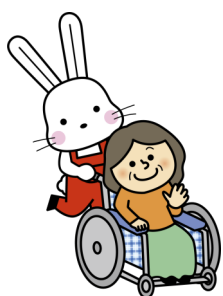
いりようふじょ 医療扶助

ほけんてきようない ちりよう
保険適用内の治療に必要な費用が支給されます。保険外の治療でも、要件に当てはまるものは給付されます。



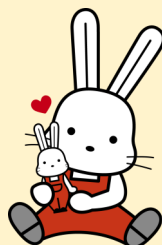
かいごふじょ 介護扶助

かいご りよう
介護サービスを利用するために必要な費用が支給されます。



しゅっさんふじょ 出産扶助

しゅっさん ひつよう ひよう
出産に必要な費用が限度額内で支給されます。



せいぎょうふじょ 生業扶助

こうとうがっこう
高等学校にかかる費用、技能や技術を身につけたり新たに仕事に就いたりするために必要な費用が限度額内で支給されます。

そうさいふじょ 葬祭扶助

せたいいん な
世帯員が亡くなったときの葬儀などに必要な費用が限度額内で支給されます。

(3) 保護費の決定

支給額は生活状況によって変わります。保護費を調整する必要があるため、生活状況に変化があったときは必ず報告してください。

次のような場合には、支給した保護費（医療費等を含む）と調整して、翌月の保護費を減額したり、支給した保護費を返してもらうことがあります。

① 病院や施設への入院入所、世帯員の増減などにより、生活状況が変わった場合

② 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合

③ 資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合

例1 所有していた土地を売って代金を受け取ったとき

例2 保険を解約して返戻金を受け取ったとき

自立更正のために充てられると認められるものについては、収入として認定しない場合がありますので、報告するときにご相談ください。

報告をしなかったり事実と違う報告をしたりするなど、不正な方法で保護を受けた場合、法律により罰せられることがありますので注意してください。

(4) 権利と義務

生活保護を受ける方には、次のような権利と義務があります。

権利

① 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり保護を受けられなくなったりしません。

② 保護費などに対して、税金がかけられたり差し押さえされたりしません。

① 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。

② 生活向上に向けた努力をしなければなりません。

※ 計画的な支出を心掛けてください。特に住宅の家賃や給食費、

教材費などそれぞれの目的のために支給される保護費はその目的のため

に使用して、滞納などがないようにしてください。

③ 生活状況（住所や家族構成、収入等）に変化があったときは必ず届出してください。

④ 生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、指示に従ってください。

義務

(5) その他

- ①生活保護を受けている方は、後期高齢者医療制度や国民健康保険には加入することができません。
資格喪失の手続きをしてください。職場の健康保険には加入できます。
- ②生活保護を受けている方は、医師等が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能と判断した場合は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則となります。
- ③生活保護を受けている方は、手続きをすることで次のような免除を受けることができます。

こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	しんせい ぜんがくめんじょ 申請により全額免除されます。
こていしさんぜい 固定資産税	しんせい も ぶん はんいない げんめん 申請により持ち分の範囲内で減免されます。
えぬえいちけいじゅしんりょう NHK 受信料	しんせい ぜんがくめんじょ 申請により全額免除されます。
しみんぜい けんみんぜい 市民税・県民税	しんせい げんめん 申請により減免されます。

<参考>生活保護に関する法律条文

■日本国憲法

第25条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

■生活保護法

第4条（保護の補正性）

- ①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ②民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第10条（世帯単位原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第60条（生活上の義務）

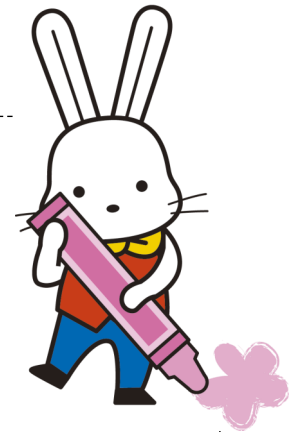
被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第85条（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。



ふくしましふくしじむしょ ふくしましやくしょ せいかつふくしか
福島市福祉事務所（福島市役所 生活福祉課）

じゅうしょ 住所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

でんわ 電話 024-572-5465 (保護第一係)

024-572-5466 (保護第二係)

024-572-5467 (保護第三係)

024-572-5468 (保護第四係)

024-525-3725 (生活支援係)

ほか そうだんきかん
 <他の相談機関>

- ねんきんかんけい そうだん とうほくふくしまねんきんじむしょ
 ・年金関係のご相談…東北福島年金事務所（福島市北五老内町3番30号）

Tel024-535-0141

- ほりうつかんけい そうだん ほうてらす
 ・法律関係のご相談…法テラス（福島市北五老内町7番5号 イズム37ビル4階）

Tel050-3383-5540

- かしつけかんけい そうだん ふくしまししゃかいふくしきょうぎかい
 ・貸付関係のご相談…福島市社会福祉協議会（福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階）

Tel024-533-8877

